

第5章 地域情報化関連施策の動向

1 地域情報通信基盤の整備促進

(1) 情報通信基盤整備推進事業 (H30 で終了。H31 からは高度無線環境整備推進事業として実施)

地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。

平成30年度は1件(福島県大玉村)の補助金交付を決定した。

(2) 高度無線環境整備推進事業(H31～)

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。

① 事業主体

- ・直接補助事業者: 地方公共団体、第三セクター法人、一般社団法人もしくは一般財団法人
- ・間接補助事業者: 電気通信事業者

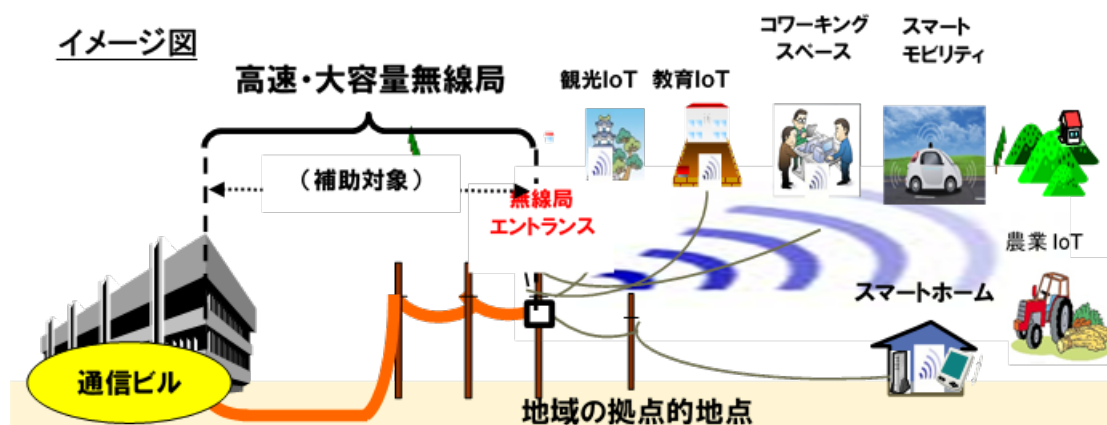
② 対象地域

過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域

③ 補助率

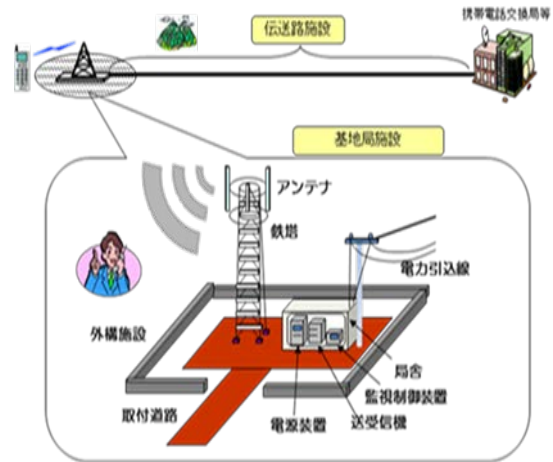
- ・離島: 2/3(地方公共団体)、1/2(第三セクター法人、電気通信事業者)
- ・離島以外の条件不利地域: 1/2(財政力指数0.5未満の地方公共団体)
1/3(財政力指数0.5以上の地方公共団体・第三セクター法人・電気通信事業者)

④ 補助対象: 伝送施設(光ファイバ等)



(3) 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域がある。それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、LTE以降のシステムの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、その設置経費の一部を補助する。



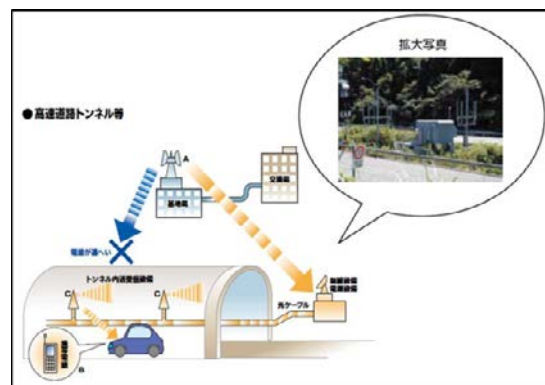
- ① 事業主体： 基地局施設⇒地方自治体(市町村)、伝送路施設⇒無線通信事業者
高度化施設⇒無線通信事業者
- ② 対象地域： 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- ③ 補助対象： 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)
伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- ④ 補助率： 携帯電話等エリア整備 2/3(世帯数が100以上の場合1/2)

(4) 電波遮へい対策事業

道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない場所において、移動通信用中継施設を設置して携帯電話等が利用できるようにする事業であり、施設の整備を行う一般社団法人等に対して設置費用の一部を補助する。

平成30年度には東北管内で21件の事業を実施(平成29年度は10件)

- ① 事業主体：一般社団法人等
- ② 対象地域：道路トンネル等
- ③ 整備施設：移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- ④ 補助率：1/2(対象が鉄道トンネル及び医療施設の場合1/3)



(5) 公衆無線LAN環境整備事業

緊急時の安心・安全を確保するための災害関連情報等を確実に入手することを可能とするため、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線 LAN(Wi-Fi)環境の整備を行うとともに、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)における Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。平成30年度に東北管内で事業を実施した自治体は21団体(平成29年度は16団体)。

- 防災拠点、災害対応の強化が望まれる公的拠点**

避難所・避難場所 官公署

自然公園・都市公園 文化財 博物館 観光案内所

伝送路設備

制御装置
(センター設備等)

無線アクセス装置
(IEEE802.11a/g対応Wi-Fi)

電源装置

 - Wi-Fiのメリットとして、災害時には、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合でも、情報収集が可能
 - ラジオや防災行政無線等の片方向の情報伝達手段と異なり、被災者のニーズに応じた情報収集が可能

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供

放送メディア

放送施設の
災害対策強化

本社

送信所

住民

災害情報の
迅速・正確な伝達

予備送信設備

予備電源設備

災害対策補完送信所

等

緊急地震速報

緊急警報放送

予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進

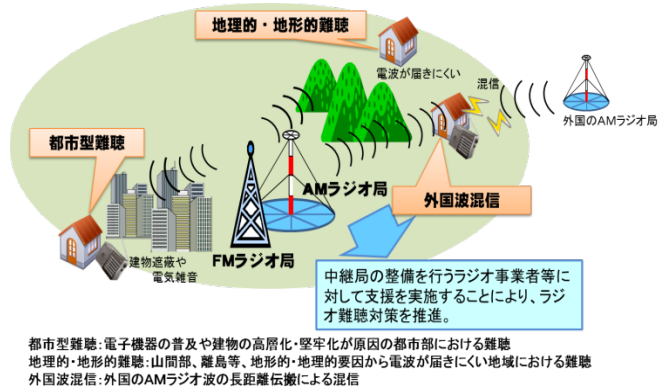
① 事業主体
地方公共団体、第3セクター、地上基幹放送事業者等

② 補助率
地方公共団体 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 1/3

- 国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

このため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。平成30年度は4件の事業を交付決定。

- ① 事業主体：民間ラジオ放送事業者、自治体等
- ② 補助対象：難聴対策としての中継局整備
- ③ 補助率：地理的・地形的難聴、外国波混信 2／3
都市型難聴 1／2



3 ICTを活用した地域活性化

(1) テレワークの推進

ア ふるさとテレワーク推進事業

(H28～H30 で終了。H31 からは地域 IoT 実装推進事業として実施)

「ふるさとテレワーク」の全国への拡大・定着を図るため、これまでの実証の成果も踏まえて、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対して、導入経費を支援する。

イ まちごとテレワーク調査事業(H30)

テレワークを活用して「まち」の課題を解決したいが、どのように事業を立ち上げてよいか分からない団体や、既にテレワークの事業を進めており、更に深堀りしたい団体を対象に、現状・課題の分析、有効な方策の検討を実施する。東北管内では1件(宮城県富谷市)を選定。

(2) 地域 IoT 実装推進事業

農業、医療・介護・健康、子育て、防災、働き方(テレワーク)等各分野における成功モデル普及展開に取り組む地方公共団体、民間事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費の一部を補助する事業。



平成30年度は東北管内では2件(秋田県湯沢市、山形県酒田市)を採択候補先として選定した。

- ① 補助対象:都道府県及び指定都市を除く地方公共団体、民間事業者等
- ② 補助率:事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)

(3) 地域 ICT クラブ普及推進事業(地域におけるIoT学び推進事業)

地域で子供・学生、社会人、高齢者等がモノづくり、デザイン、ロボット操作、ゲーム、音楽等を楽しみ学び合う中で、プログラミング等のICTに関し世代を超えて知識・経験を共有する仕組みとして地域ICTクラブを整備するもの。平成30年度は東北管内では1件(青森県三戸町)を採択した。

- ① 補助対象:都道府県及び指定都市を除く地方公共団体、民間事業者等
- ② 補助率:事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)



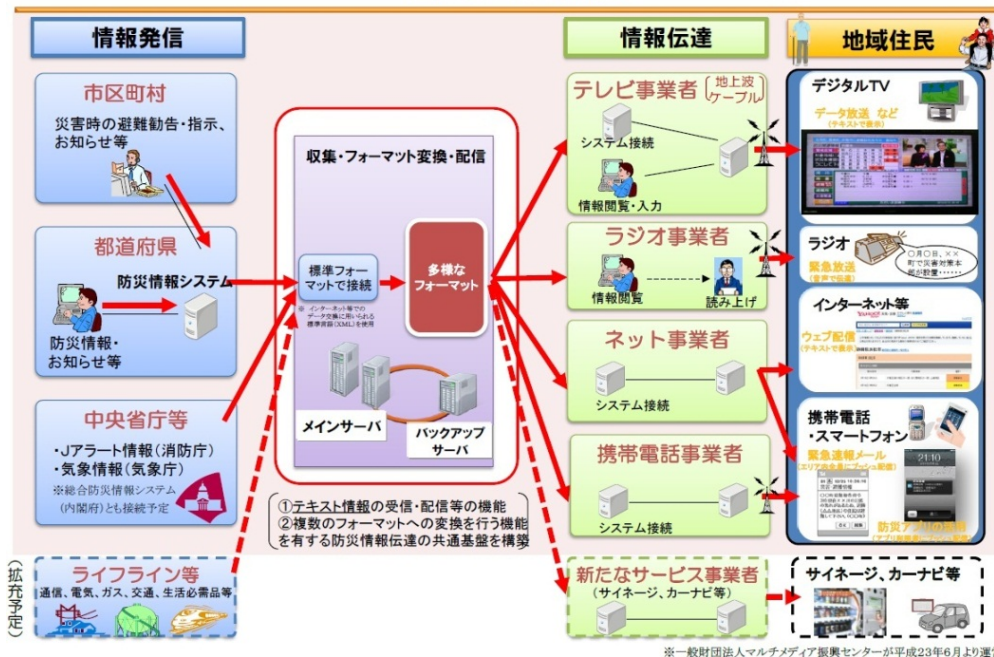
4 Lアラートの普及促進

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤である「Lアラート(災害情報共有システム)」は、地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この基盤を共通に利用することにより効率的な情報伝達の実現を図るものである。全国の情報発信者が発信した情報を、地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

総務省では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート」の全国普及や訓練等を通じた運用向上に向けて取り組んでいる。

なお、東北管内では、平成28年4月から、全県で運用が開始されている。

Lアラートの概要



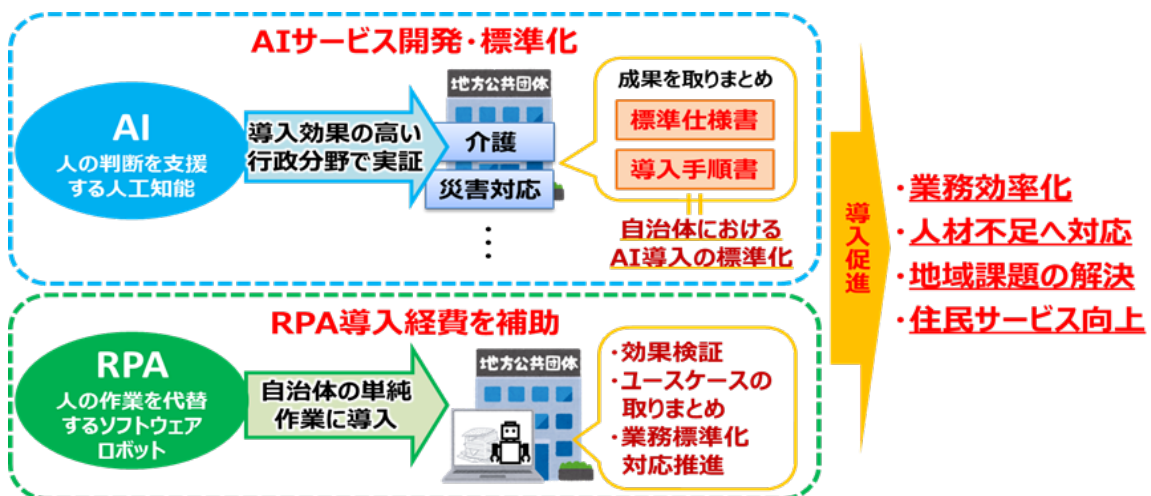
5 電子自治体の推進

(1) 革新的ビックデータ処理技術導入推進事業(H30 補正)

地方公共団体におけるAI実証、RPA(ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化)導入補助金により革新的ビックデータ処理技術の早期導入を推進する。

東北管内では5件(岩手県奥州市、秋田県、宮城県角田市、福島県郡山市、福島県会津美里町)を採択候補先として選定した。

- ① 補助対象: 都道府県及び市町村(特別区含む)
- ② 補助率: 1/3補助(事業費上限800万円)
- ③ 主な対象経費: ソフトウェア費用、ライセンス費用、導入設定費用、保守・サポート費用等



(2) 課題解決型自治体データ庁内活用支援事業(H30)

全国の様々な地域及び規模の地方公共団体が、庁内で保有するデータ(業務データ、個人データ、許認可データ等)を部局・分野横断的に活用して、住民サービス向上や根拠に基づく政策立案(EBPM)等を実現するための事例・人材の創出をノウハウ面で支援するもの。

東北管内では1件(福島県会津若松市)を対象地方公共団体として決定した。

6 地域情報化の支援等

(1) 地域情報化アドバイザー派遣制度

地方公共団体等の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を派遣し、IC利活用に関する助言、提言、情報提供等を行う制度である。

地域情報化アドバイザーの派遣を受けた地方公共団体等では、一次産業・地場産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。平成30年度に東北管内で活用した自治体等は19団体。



(2) 地域課題解決マッチング会

地方公共団体が抱える地域課題(①教育、②医療・介護・健康、③子育て、④働き方、⑤防災、⑥農林水産業、⑦地域ビジネス、⑧観光、⑨官民協働サービス、⑩スマートシティ、⑪IoT基盤(以上、11分野))を募集し、その解決の糸口を大学・企業等から求めることにより、地域課題の解決を図る目的で実施している。平成30年度は、7団体が抱える6分野の地域課題に対し、その解決の糸口が企業等の17団体から6分野についての地域課題解決提案が提出され、地域課題応募団体と地域課題解決提案団体による「地域課題解決マッチング会」を実施。

7 人材の育成

地域情報化人材育成セミナー

地域情報化の核となる人材の育成を目的に、平成7年度から自治体職員を対象として「地域情

報化人材育成セミナー」を管内各県及び東北情報通信懇談会(会長:東北六県商工会議所連合会会長)と共に開催している。平成30年度は、福島県福島市、岩手県盛岡市、青森県青森市で実施した。

8 各種会議等の開催

(1) 地域情報化推進会議

平成13年度から自治体の情報化推進担当者を対象として、総務省の情報化施策及び各県の情報化事業等の周知・説明を行うとともに、ICT利活用の先進事例を紹介するなどして地域課題解決のための意見交換等を行っている。平成30年度は青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県で開催した。

(2) 地域情報化所管省庁合同説明会

自治体の情報化担当職員及び情報関係企業を対象として、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省庁で推進する地域情報化関連施策の説明会を毎年宮城県仙台市において開催している。平成30年度で22回目の開催となった。

(3) 地域ICT/IoT実装推進セミナー

ICT/IoTの利活用により地域の課題解決に取り組んでいる自治体の事例を紹介し、他の地域でのICT/IoT利活用の普及、促進を図る目的で実施している。平成30年度は岩手県盛岡市、宮城県仙台市、山形県山形市、秋田県秋田市で、計4回実施した。

第6章 東北地域における産学連携・支援

1 研究開発

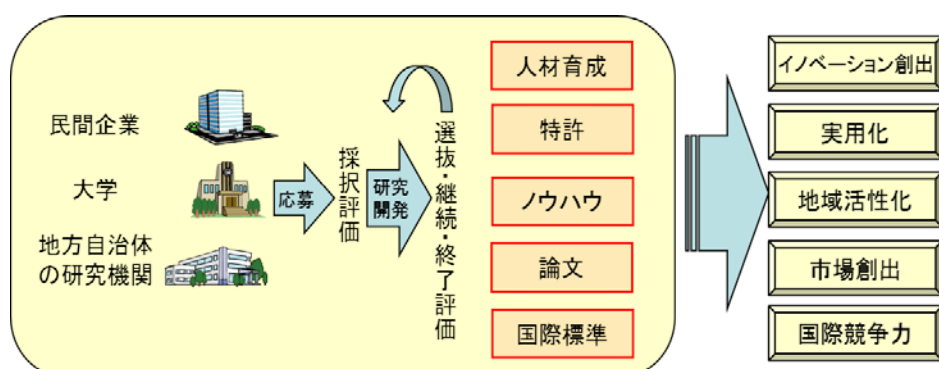
(1) 総務省の研究開発支援

ア「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の推進

戦略的情報通信研究開発推進事業は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金※として平成14年度からスタートしたもので、ICT分野において新規性に富む研究開発課題を大学、独立行政法人、企業、地方自治体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金である。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICTの利活用による地域の活性化、国際標準獲得等を推進している。

※競争的資金：研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)の概要



平成30年度は、以下のプログラムにおいて研究開発を実施した。

① 重点領域型研究開発

未来社会における新たな価値創造を図るため、ICT分野で国として取り組むべき基礎的・基盤的な研究開発分野から重点領域を設定し、実証実験と一体的に取り組む研究開発を推進。

② ICT研究者育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発を推進。

③ 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、①電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(先進的電波有効利用型)や、②若手研究者又は中小企業の研究者が提案する電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発(若手ワイヤレス研究者等育成型)を推進。

④ 国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国政府との連携による研究開発を戦略的に推進。

なお、平成26年度から、SCOPE特別枠として、ICT分野において「破壊的イノベーション」の種になるような技術課題に挑戦する人（通称「へんな人」）を支援するため、『独創的な人向け特別枠「異能vation」（いのうべーしょん）プログラム』が設けられている。

当初の試みであった[破壊的な挑戦部門]に加え、平成29年度からは、協力協賛企業グループとの連携により、未来がより良くなるような、ちょっとした独自のアイデアなどを募集する[異能ジェネレーションアワード部門]が開設された。

また、令和元年度は、「失敗を恐れずに奇想天外でアンビシャスな課題に挑戦する」異能vationの魂が日本全国、世界各国にまで広がって行くことを目指し、異能vation本体の飛躍につながる『プレ異能vationプログラム』※が試行的に行われる。

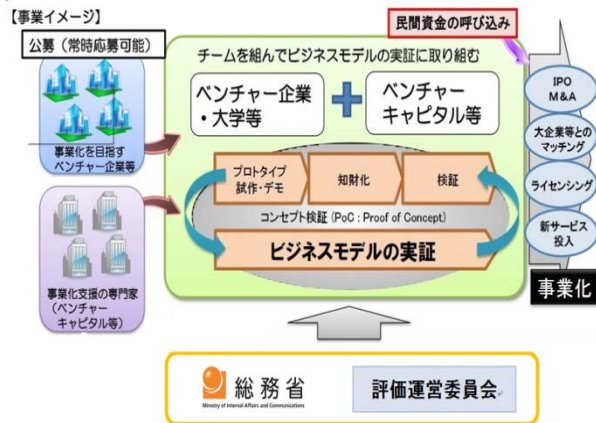
異能vation及びプレ異能vationプログラムに係る挑戦者などの募集、具体的支援などは、総務省から委託された、業務実施機関が行っている。

※『プレ異能vationプログラム』：[破壊的な挑戦部門]などに挑戦する人材を、日本の隅々から発掘し、地域発の破壊的イノベーションの種を育成するプレ異能vationスクールを運営する機関を募集するプログラム。

イ ICTイノベーション創出チャレンジプログラムの推進

情報通信審議会「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」最終答申（平成26年6月）を踏まえ、平成26年度から、多くのベンチャー企業等が直面している、いわゆる「死の谷」の克服に向けた支援制度である「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」（以下、「本事業」）を開始している。

本事業は、ICT分野におけるイノベーション創出に向け、民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的としている。平成30年度本採択数：全国3件（東北管内は2件）。



(2) 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が行う研究開発等

総務省の所管法人である国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)は、第4期中長期目標期間（平成28年4月～平成33年3月）において、社会実装を目指した成果創出と展開の勢いを加速するために、研究開発成果の技術検証及び社会実証の基盤としてのテストベッドを強化して産学官連携や地域連携などで活用していくなど、オープンイノベーションによる全体的成果の拡大と深化を目指した運営を行うことで、ICTの活用による価値創造に寄与していくこととしている。

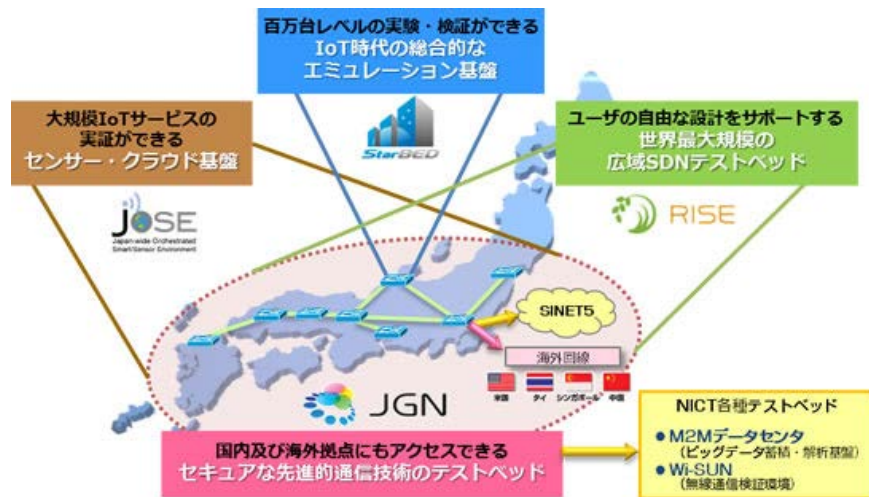
ア 耐災害ICT研究センター

耐災害ICT研究における研究拠点機能を強化するため、耐災害ICT研究センター(宮城県仙台市)内で耐災害ICTに係る基盤研究、応用研究及び社会実装に向けた活動を連携して取り組む体制を構築し、大学・研究機関等との共同研究等を通じて外部研究機関との連携の強化を図りながら、研究開発成果の社会実装に向けて、地方公共団体を含めた産学官の幅広いネットワーク形成、耐災害ICTに係る知見・事例の収集・蓄積・交換、研究成果・技術移転等の蓄積及び地方公共団体等の利用者ニーズの把握のための耐災害ICTに係る協議会等の産学官連携活動を積極的に行っている。

また、平成29年4月より、地域連携・産学連携推進室に東北 ICT 連携拠点を整備し、東北地方での地域連携・産学官連携活動を推進することとしている。

イ 総合テストベッドの構築

NICTが有するテストベッドを統合し、IoTの実証テストベッドとしての利用を含め、技術検証と社会実証の一体的推進が可能な総合テストベッドとして運用が開始されている。



ウ NICTが行う研究支援

通信・放送分野の新規事業創出を図るため、独創的・先進的な技術開発を行う企業等に対し、研究開発資金の一部を助成している。平成30年度、東北地域における採択案件はなし。

2 東北地域におけるコンテンツ流通の促進

(1) コンテンツの海外展開に関する各省施策説明会開催

放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)及び地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、外務省、農林水産省及び経済産業省の施策とも連携しつつ、「クールジャパン戦略」、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」、「地方創生」

等に資するコンテンツを制作、発信するとともに、様々な連動プロジェクトを一体的に展開する取組等を支援し国際展開を強化・促進している。

特に、政府方針の「未来投資戦略 2018」や「規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」においてもその取組を支援していくこととしており、関係省庁等の支援策及び取組事例を紹介するために合同の説明会を開催するなど周知啓発に取り組んでいる。

平成30年度は、平成31年2月に宮城県仙台市で「コンテンツ海外展開セミナー2019 in 宮城」を開催し、講演及び関係機関の施策説明を行った。放送事業者やケーブルテレビ事業者の制作担当者、番組制作会社等62名



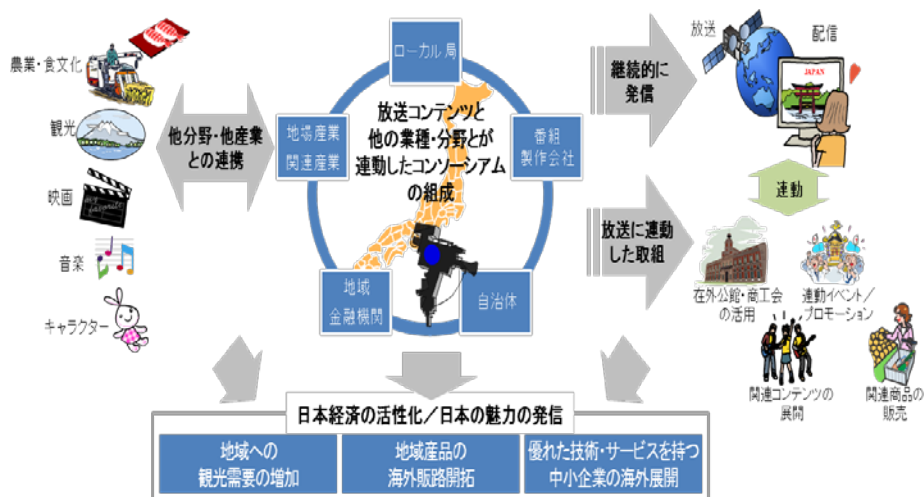
「コンテンツ海外展開セミナー2019 in 宮城」講演の様様

＜説明者＞ 総務省（情報流通行政局 放送コンテンツ海外流通推進室）
外務省（国際交流基金 映像事業部）
農林水産省（東北農政局 経営・事業支援部地域食品課）
経済産業省（商務情報政策局 コンテンツ産業課）
一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）
観光庁

(2) 放送コンテンツの海外展開の支援事業

総務省では、放送コンテンツを制作する民間事業者等と、観光業、地場産業、自治体等の関係者が幅広く協力し、インバウンド・アウトバウンドの拡大や地方創生等に資する放送コンテンツを制作・発信するとともに、これと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組を支援。

その費用の一部又は定額を補助。



平成30年度は、全国から58の応募があり26件が採択され、東北管内からは以下の3件が採択。

事業者名	事業の名称
株式会社アイビーシー岩手放送	Visit Iwate プロジェクト in カンボジア(カンボジア)
秋田テレビ株式会社	『アニメ「いとしのムーコ」あきた旅』活性化事業(台湾)
株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田で学ぶ！地域の教育資産を活用したベトナムからのインバウンド誘客促進事業(ベトナム)

(3) インバウンド向けの取組

東北地域のインバウンドの増加に資する動画コンテンツの発信のため、YouTube に「Amazing! Michinoku Life」を開設し、自治体が作成したインバウンド向け PR 動画や放送事業者が作成した放送コンテンツの海外向け動画などの配信を行っている。

Amazing! Michinoku Life

Welcome Michinoku

外国人観光客が東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）に来ていただくための一助となるように、各地の観光スポット、文化、四季、体験、お祭りなどの動画を公開しています。

YouTubeのチャンネルに登録
の上、東北の魅力を海外の方や
日本在住の外国人に発信願います。

多言語音声翻訳サービスも紹介。外国人
との意思疎通がスムーズに！

掲載可能な動画も募集中！

Michinoku Life 検索

東北総合通信局 情報通信連携推進課 電話：022-221-0609

第7章 行政サービスの向上

1 行政相談、電気通信サービスに関する消費者支援の充実

(1) 総合通信相談所

情報通信に関する相談窓口として平成3年から総合通信相談所を設置し、外部からの情報通信に関する問い合わせ、要望、意見等に対応している。

平成30年度における問い合わせ等の件数は1,255件（前年度比47件増）であり、分野別の内訳は、電気通信サービス関係が408件、放送受信障害・地上デジタル放送関係が447件、混信申告が189件、電磁環境関係が19件、一般行政関係が192件となっている。

電気通信サービスの多様化・複雑化や情報通信機器の高度化などにより情報通信に関する問い合わせ等は年々増加しており、情報通信の利用者が安心・安全に利用できる環境を確保するため、引き続き消費者対応などの相談業務の充実を図っていくことが重要である。

(2) 電気通信サービスに関する消費者支援の充実

消費者ニーズに応じた多種多様な電気通信サービスが普及している反面、光回線やプロバイダの乗り換え等、電気通信サービスに関する様々な相談や、迷惑メール、掲示板での誹謗中傷、架空・不当料金請求などのトラブルも発生していることから、電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を図るとともに、「東北電気通信消費者支援連絡会」(座長：渡辺達徳 東北大学大学院法学研究科教授)を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施している。 ※平成30年度は、8月に仙台市、2月に盛岡市において開催

また、仙台弁護士会・宮城県司法書士会と宮城県内の消費生活センター・行政機関とで開催する「県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会」に参加し、宮城県内における電気通信サービスに関する消費者トラブルの現状等について情報交換・意見交換を実施している。 ※平成30年度は、8月及び1月に仙台市において開催

ア 電気通信サービス苦情・相談電話の設置

平成16年9月から電気通信サービスに関する苦情・相談電話(022-221-0632)を設置し、消費者が固定電話、携帯電話、PHSの電話会社及びインターネット接続プロバイダが提供する電気通信サービスに関する契約時の説明、電気通信事業者としての苦情対応について、電話による相談対応を実施している。

相談件数は、平成29年度の290件と比較して、平成30年度は408件と増加しており、平

平成28年5月21日に施行された改正電気通信事業法による消費者保護ルール導入の効果が認められるものの、光回線やプロバイダの乗り換えに伴う契約や営業活動等における相談内容の割合が依然として多く、全体の約6割を占めている。

イ トラブル回避のための周知・啓発活動

電気通信サービスに関するトラブルを未然に防止するため、東北総合通信局ホームページに「電気通信サービス消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者向けの情報提供を実施するとともに、「電気通信サービスQ&A」パンフレットを作成し、東北管内の各県及び市町村の消費生活相談窓口等に配布している。



ウ 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっていることから、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(自治体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシー向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推進している。



ショッピングモールでのキャンペーンの様様

平成30年度は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、各県警本部や自治体治体等と連携し、2月11日の山形県を皮切りとして3月31日まで、東北各地において、大型ショッピングモール等で街頭キャンペーンを開催した。

(3) 電気通信サービスの安全利用の啓発

ア e-ネット安心講座等について

携帯電話やインターネット等を悪用した犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が社会問題となっている。このため、総務省では、平成18年度から文部科学省や電気通信事業者6団体と協力し、子どもたちを見守る立場の保護者や教職員を対象(平成23年度からは児童・生徒も対象)に、携帯電話・インターネットの安心・安全な利用方法についてのe-ネット安心講



e-ネットキャラバンの開催様様

座(e-ネットキャラバン)を実施している。 ※平成30年度は、東北管内で261講座が開催された。

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト:

<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

また、平成20年度から、総務省・文部科学省後援の「情報通信における安心安全推進協議会」が、情報通信の安心・安全な利用に係るルールやマナー、情報セキュリティ等の重要性に対する理解の醸成を推進するために「情報通信の安心安全な利用のための標語」募集を行っており、最優秀作には総務大臣から、優秀作には地方総合通信局長から表彰を行っている。



秋田市立城東中学校への表彰状授与

※平成30年度は秋田市立城東中学校が「字の用心 つぶやき一つ 炎上(かじ)のもと」で東北総合通信局長表彰を受賞

イ シニア向け安心安全スマートフォン教室

スマートフォンを利用する高齢者の増加に伴い契約関係や使用方法、ネットトラブルに関する苦情・相談件数が増加していることを背景に、スマートフォンの利用に不安を持つ高齢者を対象に、座学及び実機での研修を開催し、情報リテラシーの向上を図っている。平成30年度は2月6日に仙台市において開催した。今後は、放送大学学園と連携した取り組みも行っていく。

(4) 受信障害対策

近年の電波利用の拡大、パソコンや受信ブースター等各種電子機器からの電氣的雑音、更には不法無線局から発射される電波等によって、放送波の受信に影響を与える事例が発生している。また、都市部での高層建築物によるテレビ電波の遮断や反射による受信障害も問題となっている。こうした受信障害の解消のため、苦情や申告窓口として受信障害対策官を設置する等、電波監視・調査部門や東北受信環境クリーン協議会(東北管内の放送事業者、無線局免許人、自治体、家電販売店などで構成され、平成30年度末現在で154団体が加盟)等と連携を図りながら受信環境の保護を推進している。



平成30年度第51回「受信環境クリーン図案コンクール」で中央協議会長賞を受賞した、青森県むつ市立田名部中学校2年 平沢 和翔さんの作品

東北受信環境クリーン協議会では、毎年10月を「受信環境クリーン月間」に定め、受信環境クリーン中央協議会が主催する「受信環境クリーン図案コンクール」等を実施し、受信環境保護に関する周知啓発に努めている。

なお、平成30年度に寄せられた受信障害(地上デジタル放送関係も含む)の申告件数は447件であり、その原因の38%が自己受信設備不良(173件)によるものとなっている。

2 情報公開・閲覧窓口及び個人情報の対応

行政機関の所有する情報の公開に関する法律が平成13年4月に施行されたことに伴い、従来からの文書閲覧窓口制度と併せ、情報公開窓口を設置し一層の充実を図っている。

文書閲覧窓口制度では、国民生活に役立ち一般公開に適する文書、法令等の規定に基づくものを目録に搭載しており、情報公開閲覧窓口において閲覧が可能となっている。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月に施行されたことに伴い、個人情報開示請求窓口を設置している。

個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、制度の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に努めている。

3 インターネットを通じた情報の提供

東北総合通信局では、インターネットを通じた情報提供に努めている。

■ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/index.html>

■ツイッター：https://twitter.com/tohoku_bt

■フェイスブック：<https://www.facebook.com/tohoku.bt>

■YouTube「Amazing Michinoku Life」

https://www.youtube.com/channel/UCBs34yunFbbfdgiAWtLkwGA?disable_polymer=true



【ホームページ】



【Twitter】



【Facebook】



【YouTube】

4 信書便制度

信書の送達は、平成15年4月から民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっている。

この信書便事業は、「一般信書便事業(全国全面参入型)」と「特定信書便事業(特定サービス型)」の2種類があり、いずれも総務大臣の許可が必要となっている。

平成30年度末現在、全国では523者、東北管内では20者が特定信書便事業の許可を受けて参入しており、創意工夫を凝らした多様なサービスを提供している。

信書便制度の周知啓発を推進するため、平成30年度は、福島市、郡山市、仙台市において制度説明会を開催した。



信書便説明会の模様(郡山市)

(1) 信書便事業の種類

「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類がある。

ア 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業。

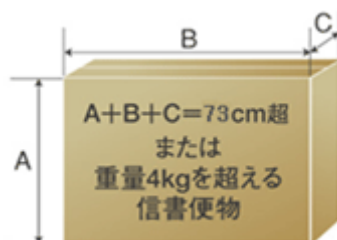


イ 特定信書便事業

創意工夫を凝らした多様なサービスを提供する「特定サービス型」の事業。

① 第1号役務

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務



②第2号役務

信書便が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務



③第3号役務

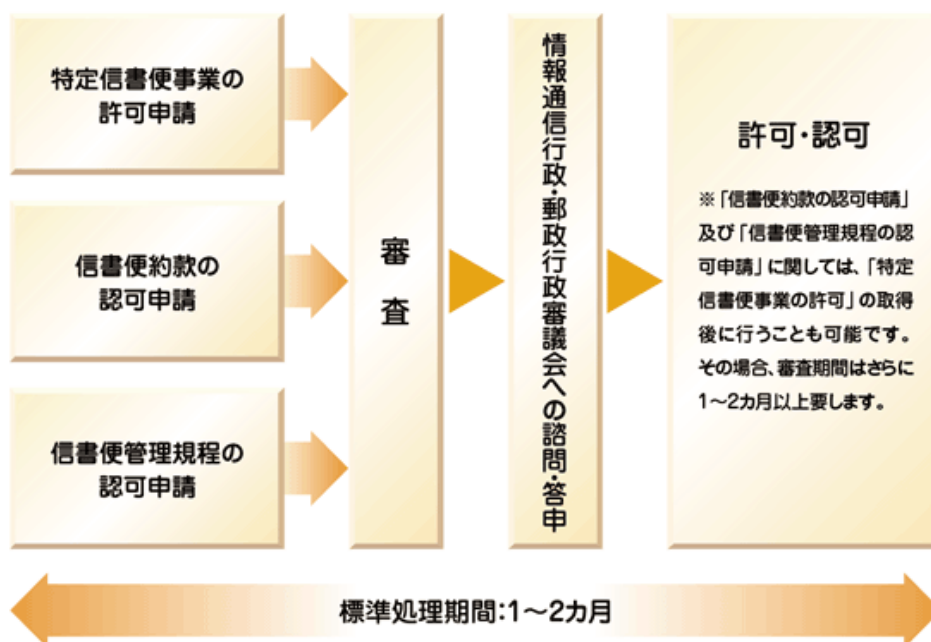
料金の額が800円を超える信書便の役務



800円を超える料金

(2) 信書便事業の申請手続

事業開始までの流れは次のとおり



(3) 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と信書便法に定義されている。

ア「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。

イ「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に関わり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。

ウ「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

【具体例】 ※◇印は個々の相談において判断された事例。

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
■書状 ■請求書の類 【類例】 納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書 ◇レセプト(診療報酬明細書等) ◇推薦書 ◇注文書 ◇年金に関する通知書・申告書 ◇確定申告書 ◇給与支払報告書 ■会議招集通知の類 【類例】 結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 【類例】 免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含みます。 ■証明書の類 【類例】 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ◇健康保険証 ◇登記簿謄本 ◇車検証 ◇履歴書 ◇産業廃棄物管理票 ◇保険証券 ◇振込証明書 ◇輸出証明書 ◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書 ■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書	■書籍の類 【類例】 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ◇講習会配布資料 ◇作文 ◇研究論文 ◇卒業論文 ◇裁判記録 ◇図面 ◇設計図書 ■カタログ ■小切手の類 【類例】 手形、株券 ◇為替証書 ■プリペイドカードの類 【類例】 商品券、図書券 ◇プリントアウトした電子チケット ■乗車券の類 【類例】 航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【類例】 キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【類例】 入会証、ポイントカード、マイレージカード ■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの ■その他 ◇説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書) ◇求人票 ◇配送伝票 ◇名刺 ◇パスポート ◇振込用紙 ◇出勤簿 ◇ナンバープレート